

# 幼児の供述心理（その一）

池田義徳

## 目的

刑事司法の活動は、常に生きた人間を扱っている。捜査にも、裁判にも、真実発見のために、それぞれ職能の異なった「人間」が関与し、一連の重要な役割りを演じている。そこで、なによりも重要なのは「事実の認定」であり、わが刑訴法典の中でも、そのかなめをなす条文、いわゆる証拠裁判主義を宣言する三一七条に始まり、証明力を争うための証拠に関する三二八条に終る一二か条がある。よって事実の認定について大きな役割りを演ずるのは証人等の供述である。ここに種々の意味において、法律家と心理学者との密接な提携・理解が要求されてくるのである。かくして科学的採証という事実的側面が証拠裁判主義、自由心証主義の質的構造の変化をもたらし、合理的な判断基準を高めるもので、今日その豊かな発展をつづけていることは、ほとんどすべての素材を現行法下の判例に見出すことができよう。そこで、とくに幼児・年少者の供述の証拠能力ないし信憑性が裁判上問題となった事例は少なくない。従来は主として猥せつ<sup>わづせつ</sup>その他の性犯罪の被害

者となった幼児や、窃盗などの目撃者である幼児のそれが問題となったことが多かったが、近時交通事故の頻発に伴い、事故を目撃していた幼児の供述が訴訟上で重要視されることが増し、この問題の起きる頻度が高まってきた。かかる点から以下京都地裁昭和四二年九月二八日判決（昭和四二年（わ）第八八号強制猥せつ<sup>わづせつ</sup>致傷、傷害被告事件）（下級刑集九卷九号一二一四頁）を資料として供述真否判断の心理学的検討を加える。

## 資料

〈事業概要〉 被告人は、自宅前の道路を、近所のA子（当時四歳）と姉B子（当時八歳、小学校三年生）が通りかかった姿を見かけ、A子に対し、エッチごっこをしようなどといって同児を自宅に連れこみ、そのズロースを引きおろした上、陰部を手指で弄び、陰部に陰茎をあてるなどして猥せつ<sup>わづせつ</sup>の行為をし、よって同児に外陰部びらんの傷害を負わせ、なお、A子の父親Cから、Aにいたずらしたことを難詰され、警察まで同行を求められておもむく途中、

同人の頭部を殴打して傷害を負わせた、という事件で、被害者であるA子の証言能力、その供述の信憑性が争われた。

〈要旨〉 (一) 証言能力について 証人A子、B子についてみるに、前記各尋問調書によって明らかかなように、右両者が経験したという事実は、「姉妹二人が手をつないで一緒に歩いていたら、A子がぼうずのおっちゃんといわれている男のため、その家に連れ込まれたうえ、下着をずらされて陰部をもてあそばされた」という異常ではあるが、ごく単純な出来事であって、八歳の小学生はもちろん、四歳程度の幼児といえども十分これを理解しうる範囲のものであり、また、同女らの検察官、弁護士或いは裁判官の質問に対する応答内容や、その供述態度などを仔細に観察すると、後に詳述するように、その表現内容はいずれも子供らしい稚拙な言葉使用ではあるが、極めて具体的であって、質問内容を理解し、ほぼこれに即応した答弁を行っており、その内容には何らの不自然さも認められない。以上のような諸点に加えて、もともと本件のような出来事が、幼児らにとって極めて異常なものといえるだけに、事件当時の情況も強く印象づけられていると考えられるから、事件後僅か三か月程を経過したにすぎない本件供述時の記憶にも相当の信頼がおけるわけで、一般的にみて問題を生じる点は殆どなく、右幼児らの証言能力はいずれもこ

れを認めるのが相当であると。

(二) 供述の信憑性について 証人A子に対する尋問調書によると、問「ボウズのおっちゃんを知っていますか」答「知っています」問「A子ちゃんにそのおっちゃんが何かしましたか」答「A子のパンツを下し、だっこしてチンチンをなぶらした」問「それからどうしましたか」答「それがすんでからA子のパンツを上げ外に待っていた姉ちゃん(B子)におんぶして貰い家に帰った」問「ボウズのおっちゃんはどうしたの」答「A子のチンチンを手でなぶり、それからおっちゃんのチンチンを出して合せようと云ってA子のチンチンに合せた、それでいたかったのでA子は泣いた」問「どうしてそんな事になったのですか」答「昼すぎ十円貰って姉ちゃんと菓子を買いに行き、帰りにおっちゃんがA子を抱いておっちゃんの家に来て行った」等の記載があり、また、証人B子に対する尋問調書によると、問「お正月の少し前の日に坂の菓子屋へ昼すぎに三十円持ってA子ちゃんと一緒に菓子を買いに行ったことがありますか」答「ある」問「その帰り道ボウズのおっちゃんの前を二人で通りましたね」答「通った」問「ボウズのおっちゃんに会いましたか」答「A子と二人で手を組んで歩いているとおっちゃんがいってA子を連れておっちゃんの家に戻った」問「それでB子ちゃんはどうしたの」答「私は走って

かくれ、おっちゃんの家の中をのぞいていた」問「そうしたらどうしたの」答「おっちゃんがA子を抱いてキスしたり、A子のチンチをいじったりしていた」等の記載があつて、その供述内容は、いずれも質問の趣旨を理解し、これに即応して、前後のよどみもなく整然と具体的に答えていることが明らかである。

それに、本件犯行の数日後、右兩名から前記のような事実を聞かされた両親である証人C、同Dが、それぞれの経緯について供述した各尋問調書の記載に照し合せると、A子ら兩名の前記のような趣旨の供述は、いずれもその記憶にもとづく事実をそのまま述べているものと認めるべく、その間に、両親らの暗示による影響や、記憶違いや、虚言や、認識不足等の疑念をさしはさむべき余地は殆ど存しない。A子ら兩名の供述の信憑性はかなり高く評価されるべきであると。

## 考 察

### 一 証言能力

まず、わが刑法は、原則として何人にも本来、法律上証人となることのできる資格、いわゆる「証人適格」を認め、年齢などによる特別の制限や資格の有無は規定していない。しかし当該事件の被告人とか、証言をする実質的な能力「証言能力」を欠く場

合、その者は証人適格を欠くといわれる。証言能力のない者は証人適格を欠く、という言い方も誤ってはいないが、この両者は異なるもので、これを混同することは正しくない。証人適格は、いわば抽象的な問題で、法律の規定によって定まるもので、裁判所がその者の法律の規定にあたるか否かを判断すれば、それで足りる。証言能力は、当該事件における当該の個人に関する個別具体的な問題で、その能力の有無は、裁判所の自由な判断によって決定されるのである。したがって幼児・年少者の供述について、わが刑法は、例えば十歳未満の者は証人となることができない、といったような規定はないから、厳格な意味における「証人適格」の問題はなく、もっぱら「証言能力」の問題として取り上げられることになる。

そこで「証言能力」とは、過去の経験時において事実を観察認識し（観察力）これを記憶し（記憶力）かつこれをその後の時期において言語などによって供述表現しうる（表現力）能力、と解する。そして、この三つの能力は、単に併列的なものではなく、例えば観察や記憶の内容は表現力によって再現されるのであるから、よく表現できる能力によって、よい観察、よい記憶が実証されることになる。本判示の「証言能力」を認める有力な根拠として、表現内容を重視し「子供らしい稚拙な言葉使い……」といっ

ている点に、過去の観察力や記憶力の評価を高めているものと理解される。

証言能力の認定は、特定の個人について、個別具体的に裁判所の自由な心証によって、その判断がゆだねられている。いわゆる刑訴三二八条に自由心証主義を規定している。もちろん自由な心証といっても、恣意と同意義ではなく、合理的な枠づけの中で経験則または論理法則に違背しないものでなければならぬ。いわば自然的出発点としつつも、これに個別的司法体験の集積と、広い人間知、即ち補助科学との協同によって認定水準を高めるべく充分に考慮すべき事柄とか、留意すべき方法とかが指摘されるべきであろう。本判決が、幼児の証言能力に関して「その有無は単に供述者の年齢だけによって決すべきではなく、供述の態度および内容等をも具体的に検討し、その経験した過去の出来事が、供述者のもつ理解力、判断力等によって弁識しうる範囲内に属するものかどうかを十分考慮に入れて判断する必要がある」といっているのは正しい態度である。

したがって、単に供述者の年齢だけによって、例えば六歳未満は証言能力なし、六歳以上なら証言能力あり、というような決め方をなすべきでない。右にいう「弁識しうる範囲内に」つまり精神能力の発達との積極的関連性で、もとより幼児の一人々々に

個性があり、発達状況を具体的にみれば、それぞれ個人差は著しいが、そこには心理学的諸条件および法則性を考えることが可能であり、それは裁判における採証の科学性を高めるものである。なお、証言すべき内容にも、年齢的差異はもちろん家庭的・地域的・文化的差異によって、著しい事項とそうでない事項とがあることに留意すべきであろう。(つづく)

(順正短期大学)

